

「宇和島市ふれあい収集事業」 Q & A

Q 1 「宇和島市ふれあい収集事業」とは何ですか。

A 宇和島市が定期的に収集する家庭ごみを、所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障害者等を対象に支援するもので、ご自宅の前に出されたごみを直接、玄関先まで収集に伺います。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

- ◇ 週1回（※1）、ご自宅前にて家庭ごみ（※2）を収集
- ◇ 収集時に声かけ
- ◇ ごみの排出が一定期間（2回以上連続）なされないなど異常が認められる場合は、あらかじめ指定された連絡先にその旨を連絡

※1. 月曜日から金曜日のうちで市が指定する日時。現状の自治会収集日には限りません。

※2. 大型ごみや動物の死骸は含まれません。

Q 2 「宇和島市ふれあい収集事業」を利用できる条件はありますか。

A 家庭ごみを集積所まで自分で持ち出すことが著しく困難で、かつ、ごみ出しに関して近隣住民や身近な人の協力を得られない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- （1）介護保険制度の要支援・要介護の認定を受け、介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画又は居宅サービス計画において、ごみ出しの支援が必要と確認できる方のみで構成される世帯
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における、居宅介護の支給決定を受けている方のみで構成される世帯

Q 3 「宇和島市ふれあい収集事業」で収集してもらえるごみは何ですか。

A 宇和島市が定期的に収集する「燃えるごみ」「びん・缶」「ペットボトル」「燃えないごみ」の4種類です。

粗大ごみ、古紙などの資源物、リサイクル対象家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）などは回収できません。また、動物の死骸も回収しませんが、燃えるごみとして市指定袋に入れられたものは回収します。

Q 4 申請方法を教えてください。

A まずは担当のケアマネジャー等に、当事業を利用したい旨ご相談ください。

Q 5 申請用紙はどこでもらえますか。

A 宇和島市ホームページからダウンロードできるほか、市役所高齢者福祉課、福祉課、生活環境課および各支所（福祉環境係）で配布します。

Q 6 申請用紙の記入方法について教えてください。

A 宇和島市ホームページに「記入例」を掲載しておりますので、ご参照ください。

Q 7 申請書を自分で書けないのですが、どうすればよいでしょうか。

A まずは担当のケアマネジャー等に申請書の作成を依頼していただき、ご本人の記入が必要な箇所は、ご親族やご近所の方等の代筆でも結構です。

Q 8 申請書の提出先はどちらですか。

A 利用条件の（１）に該当する方は市役所高齢者福祉課に、（２）に該当する方は福祉課障害福祉係に、それぞれ提出してください。なお、いずれも各支所福祉環境係にご提出いただいても結構です。

Q 9 申請書の提出期限はありますか。

A 利用申請は、年間通じて随時受け付けますので、利用条件に該当するようになった場合はいつでもご相談ください。

Q 10 申請から収集開始までに、どれくらいの時間がかかりますか。

A 申請書をいただいてから現地で確認を行いますので、申請から収集開始まで２週間程度かかります。

Q 11 申請の結果は、どのようにして知らせてもらえるのですか。

A あらかじめお聞きした通知先へ「宇和島市ふれあい収集事業利用承認（不承認）通知書」を送付し、審査結果や収集開始日等についてお知らせします。

Q 12 家の中まで収集に来ていただけるのですか。

A 申し訳ございませんが、原則玄関先までの収集としており、家屋の中まで立ち入ることはできません。

Q 13 ごみを分別せずに、一つの袋にまとめて出してもいいですか。

A まとめて出すことはできません。宇和島市指定のごみ袋で分別してください。
指定ごみ袋の色は、「燃えるごみ」オレンジ色、「びん・缶」茶色、「ペットボトル」緑色、「燃えないごみ」青色です。決められた方法で出してください。

Q 14 ごみを前夜から出さなければならない場合、どうすればいいでしょうか。

A ごみを蓋付きペール容器の中に入れておくなど、カラスやネコが散らかさないよう付近の環境衛生に配慮して出してください。

Q 1 5 「宇和島市ふれあい収集事業」を利用しており、急に入院することになりました。その際の手続きを教えてください。

A まずは電話で市役所生活環境課に収集不要の連絡をしてください。

その後、入院の期間が4週間を超えるような場合には、担当のケアマネジャー等にご相談のうえ「宇和島市ふれあい収集事業変更等届出書」を市役所生活環境課に提出して中止の届出をしてください。

また、入院以外にも、諸事情により決められた収集日にごみを出さないことが分かっている場合には、あらかじめ生活環境課に電話連絡をしてください。

利用を再開する場合は、あらためてご相談ください。

Q 1 6 住所や収集日時等を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 担当のケアマネジャー等にご相談のうえ「宇和島市ふれあい収集事業変更等届出書」を市役所生活環境課に提出してください。

なお、収集日時につきましては、近隣地域と合わせて収集ルートを設定しておりますので、変更のご希望に添えない場合がありますことを予めご了承ください。

Q 1 7 一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。

A 中止のお申出がない限り、継続して収集を行います。

状況が改善して戸別収集が不要になったり、施設入所等によりごみを出さなくなった場合は、必ず「宇和島市ふれあい収集事業変更等届出書」により廃止の届出をしてください。